

# 諸外国における温暖化対策に関連する主な税制改正の経緯

1980年代からの環境問題に対する関心の高まり、気候変動枠組条約国際交渉(1990年～)など

・1990年 フィンランド いわゆる炭素税(Additional duty)導入

・1991年 スウェーデン 二酸化炭素税(CO2 tax)導入

ノルウェー 二酸化炭素税(CO2 tax)導入

1992年 気候変動枠組条約採択【1994年3月発効】、6月 地球サミット(リオデジャネイロ)

・1992年 デンマーク 二酸化炭素税(CO2 tax)導入

オランダ 一般燃料税(General fuel tax)導入

・1993年 イギリス 炭化水素油税(Hydrocarbon oil duty)の段階的引上げ(～1999年)

・1996年 オランダ 規制エネルギー税(Regulatory energy tax)導入

1997年 京都議定書採択【2005年2月発効】

・1999年 ドイツ 鉱油税(Mineral oil tax)の段階的引上げ(～2003年)、電気税(Electricity tax)導入

イタリア 鉱油税(Excises on mineral oils)の改正(～2005年まで段階的引上げ。石炭等を追加)

・2001年 イギリス 気候変動税(Climate change levy)導入

<参考> 2003年10月 「エネルギー製品と電力に対する課税に関する枠組みEC指令」公布【2004年1月発効】

: 各国はエネルギー製品及び電力に対して最低税率を上回る税率を設定

・2004年 オランダ 一般燃料税を既存のエネルギー税制に統合(石炭についてのみ燃料税として存続(Tax on coal))。規制エネルギー税をエネルギー税(Energy tax)に改組

・2006年 ドイツ 鉱油税をエネルギー税(Energy tax)に改組(石炭を追加)

・2007年 フランス 石炭税(Coal tax)導入

## 欧州諸国におけるエネルギー税制の主な変遷

イギリス	<p>1993～99年 既存のエネルギー税制の引上げ 炭化水素油税（ガソリン、軽油、重油等）について、税率を物価上昇率以上に毎年引上げ（エスカレーター制度）。</p> <p>2001年 既存のエネルギー税制の対象外エネルギーに新税を導入 炭化水素油税が課税されない事業用の電気、石炭、天然ガス等に新たに気候変動税を課税。</p>
ドイツ	<p>1999年 既存のエネルギー税制の引上げ、既存のエネルギー税制の対象外エネルギーに新税を導入 鉱油税（ガソリン、軽油、重油等）を引上げ。鉱油税が課税されない電気に新たに電気税を課税。</p> <p>2006年 既存のエネルギー税制の対象を拡大 鉱油税について、課税対象外の石炭に課税対象を拡大し、エネルギー税に改組。</p>
フランス	<p>2007年 既存のエネルギー税制の対象外エネルギーに新税を導入 石油産品内国消費税（ガソリン、軽油、重油等）が課税されない石炭に新たに石炭税を課税。</p>
オランダ	<p>1992年 既存のエネルギー税制に加え新税を導入 鉱油税（ガソリン、軽油等）に加えて炭素含有量・エネルギー量を基準とした一般燃料税（石炭は新規課税）を導入 一般燃料税導入以前は、一般燃料課徴金が課されていた。</p> <p>2004年 炭素含有量等に応じた税をやめ、既存のエネルギー税制に統合 ガソリン、軽油、重油等については一般燃料税を鉱油税に統合。既存のエネルギー税制がなかった石炭についてのみ一般燃料税を「燃料税」として存続。 家庭等による小規模なエネルギー消費を対象に1996年に導入された規制エネルギー税をエネルギー税に改組。</p>
フィンランド	<p>1990年 既存のエネルギー税制に炭素含有量に応じた付加課税部分を設定 既存の燃料課税（ガソリン等）の付加課税部分として炭素含有量に応じた税率を設定（ただし、天然ガスは半額）。 1994年に炭素含有量及びエネルギー量に応じた税率に、1997年には再度炭素含有量に応じた税率に考え方を変更。</p>
デンマーク	<p>1992年 既存のエネルギー税制に上乗せして炭素含有量に応じた新税を導入 既存のエネルギー税制（ガソリン、軽油等）に上乗せして炭素含有量に応じた二酸化炭素税を導入。</p>

（出典）各国政府資料及び OECD 資料

## 日本とEU諸国のエネルギー課税の税率の比較

(2008年7月現在)

	ガソリン	軽油	重油	石炭	天然ガス	電気
日本	55.84 (円/ℓ) 〔揮発油税 : 53.80 石油石炭税 : 2.04〕	34.14 (円/ℓ) 〔軽油取引税 : 32.10 石油石炭税 : 2.04〕	2.04 (円/ℓ) 〔石油石炭税 : 2.04〕	0.70 (円/kg) 〔石油石炭税 : 0.70〕	1.08 (円/kg) 〔石油石炭税 : 1.08〕	0.375 (円/kWh) 〔電原別従価税 : 0.375〕
イギリス	105.74 (円/ℓ) 〔炭化水素油税 : 105.74〕	105.74 (円/ℓ) 〔炭化水素油税 : 105.74〕	19.51 (円/ℓ) 〔炭化水素油税 : 19.51〕	2.61 (円/kg) 〔気候変動税 : 2.61〕	5.84 (円/kg) 〔気候変動税 : 5.84〕	0.958 (円/kWh) 〔気候変動税 : 0.958〕
ドイツ	105.37 (円/ℓ) 〔エネルギー税 : 105.37〕	75.73 (円/ℓ) 〔エネルギー税 : 75.73〕	3.95 (円/ℓ) 〔エネルギー税 : 3.95〕	1.41 (円/kg) 〔エネルギー税 : 1.41〕	6.19 (円/kg) 〔エネルギー税 : 6.19〕	1.980 (円/kWh) 〔電気税 : 1.980〕
フランス	97.71 (円/ℓ) 〔石油産品内国消費税 : 97.71〕	68.97 (円/ℓ) 〔石油産品内国消費税 : 68.97〕	2.68 (円/ℓ) 〔石油産品内国消費税 : 2.68〕	1.42 (円/kg) 〔石炭税 : 1.42〕	3.35 (円/kg) 〔天然ガス消費税 : 3.35〕	-
オランダ	110.93 (円/ℓ) 〔鉱油税 : 110.93〕	67.14 (円/ℓ) 〔鉱油税 : 67.14〕	67.14 (円/ℓ) 〔鉱油税 : 67.14〕	2.08 (円/kg) 〔石炭税 : 2.08〕	38.49~1.96 (円/kg) 〔エネルギー税〕	12.107~0.081 (円/kWh) 〔エネルギー税〕
フィンランド	100.95 (円/ℓ) 〔液体燃料税 - 基本税 : 92.16 - 付加税 : 7.70 - 戦略備蓄料 : 1.09〕	58.60 (円/ℓ) 〔液体燃料税 - 基本税 : 49.38 - 付加税 : 8.66 - 戦略備蓄料 : 0.56〕	9.71 (円/ℓ) 〔液体燃料税 - 基本税 : - - 付加税 : 9.30 - 戦略備蓄料 : 0.41〕	8.13 (円/kg) 〔電気・特定燃料税 - 基本税 : - - 付加税 : 7.94 - 戦略備蓄料 : 0.19〕	5.20 (円/kg) 〔電気・特定燃料税 - 基本税 : - - 付加税 : 4.99 - 戦略備蓄料 : 0.21〕	0.423 (円/kWh) 〔電気・特定燃料税 - 基本税 : - - 付加税 : 0.403 - 戦略備蓄料 : 0.021〕
デンマーク	89.74 (円/ℓ) 〔鉱油エネルギー税 : 84.88 CO2 税 : 4.85〕	66.81 (円/ℓ) 〔鉱油エネルギー税 : 61.45 CO2 税 : 5.36〕	47.23 (円/ℓ) 〔鉱油エネルギー税 : 41.51 CO2 税 : 5.71〕	36.75 (円/kg) 〔石炭税 : 31.95 CO2 税 : 4.80〕	75.98 (円/kg) 〔天然ガス税 : 69.26 CO2 税 : 6.72〕	14.706 (円/kWh) 〔電気税 : 12.722 CO2 税 : 1.984〕
EU 最低税率	57.80 (円/ℓ)	48.62 (円/ℓ)	2.17 (円/ℓ)	0.64 (円/kg)	1.52 (円/kg)	0.081 (円/kWh)

- (注1) 用途は基本的に一般財源(但し、ドイツのエネルギー税についてはその一部を道路関連の支出に充てるのが法令上定められている、等の例外がある。)
- (注2) ガソリン及び軽油については無鉛・交通用、重油、石炭、天然ガス、及び電気については事業用を前提としている。その他、各種減免措置あり。
- (注3) イギリスのガソリンは無鉛の税率。また、石炭、天然ガス、電気に対する気候変動税については事業用のみ課税される。
- (注4) ドイツのガソリンは無鉛・低硫黄、軽油は低硫黄、重油は事業用、天然ガスは事業用、及び電気は事業用の税率。
- (注5) フランスのガソリンは低鉛・動力用、軽油は非事業用の税率。また、石炭税、及び天然ガス消費税は事業用のみ課税される。
- (注6) オランダのガソリンは無鉛、軽油は交通用、天然ガス・電気は事業用の税率。
- (注7) フィンランドのガソリンは改変無硫黄、軽油は無硫黄、電気は鉱業・工業・温室用の税率。各税の付加部分(CO2課税部分)はCO2排出量1トン当たり3,220円に設定されており(ただし、天然ガスは半額)、表中で網掛けをしている。
- (注8) デンマークのガソリンは無鉛、軽油は動力用、天然ガスは非動力用、電気は非居住用電力の税率。なお、デンマークのCO2税はCO2排出量1トン当たり1,984円に設定されており、表中で網掛けをしている。
- (注9) EU最低税率はEC指令で定められており、ガソリンは無鉛・動力用、軽油は動力用、重油は加熱・事業用、石炭は加熱・事業用、天然ガスは加熱・事業用、電気は事業用の税率。また、2010年に税率の引上げが行われる。
- (備考1) 各国政府資料、及びEUホームページ「Taxes in Europe Database」の税率を基に、重油・天然ガスについては比重0.9(kg/ℓ)・0.65(kg/m<sup>3</sup>)及び石炭・天然ガスについては環境省・経済産業省「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」による係数26.6(GJ/トン)・40.9(MJ/m<sup>3</sup>)を用いて単位を揃えている。
- (備考2) 1ドル=106円、1ポンド=210円、1ユーロ=161円、1デンマーク・クローネ=0.208ドル(2008年下半期適用の基準外国為替相場、裁定為替相場、及び市場実勢相場)

## 日本とEU諸国のCO2排出量1トン当たりのエネルギー課税の税率の比較

(2008年7月現在)

	ガソリン	軽油	重油	石炭	天然ガス
日本	24,052 (円) 〔揮発油税 : 23,173 石油石炭税 : 879〕	13,034 (円) 〔軽油取引税 : 12,255 石油石炭税 : 779〕	753 (円) 〔石油石炭税 : 753〕	291 (円) 〔石油石炭税 : 291〕	400 (円) 〔石油石炭税 : 400〕
イギリス	45,543 (円) 〔炭化水素油税 : 45,543〕	40,368 (円) 〔炭化水素油税 : 40,368〕	7,200 (円) 〔炭化水素油税 : 7,200〕	1,083 (円) 〔気候変動税 : 1,083〕	1,820 (円) 〔気候変動税 : 1,820〕
ドイツ	45,388 (円) 〔エネルギー税 : 45,388〕	28,915 (円) 〔エネルギー税 : 28,915〕	1,458 (円) 〔エネルギー税 : 1,458〕	587 (円) 〔エネルギー税 : 587〕	1,930 (円) 〔エネルギー税 : 1,930〕
フランス	42,087 (円) 〔石油産品内国消費税 : 42,087〕	26,333 (円) 〔石油産品内国消費税 : 26,333〕	989 (円) 〔石油産品内国消費税 : 989〕	588 (円) 〔石炭税 : 588〕	1,044 (円) 〔天然ガス消費税 : 1,044〕
オランダ	47,780 (円) 〔鉱油税 : 47,780〕	25,632 (円) 〔鉱油税 : 25,632〕	24,777 (円) 〔鉱油税 : 24,777〕	865 (円) 〔石炭税 : 865〕	12,002~610 (円) 〔エネルギー税〕
フィンランド	43,481 (円) 〔液体燃料税 - 基本税 : 39,694 - 付加税 : 3,315 - 戦略備蓄料 : 472〕	22,374 (円) 〔液体燃料税 - 基本税 : 18,852 - 付加税 : 3,307 - 戦略備蓄料 : 215〕	3,583 (円) 〔液体燃料税 - 基本税 : - - 付加税 : 3,433 - 戦略備蓄料 : 150〕	3,375 (円) 〔電気・特定燃料税 - 基本税 : - - 付加税 : 3,296 - 戦略備蓄料 : 79〕	1,622 (円) 〔電気・特定燃料税 - 基本税 : - - 付加税 : 1,557 - 戦略備蓄料 : 65〕
デンマーク	38,651 (円) 〔鉱油エネルギー税 : 36,562 CO2税 : 2,089〕	25,506 (円) 〔鉱油エネルギー税 : 23,460 CO2税 : 2,045〕	17,429 (円) 〔鉱油エネルギー税 : 15,320 CO2税 : 2,109〕	15,256 (円) 〔石炭税 : 13,263 CO2税 : 1,993〕	23,692 (円) 〔天然ガス税 : 21,598 CO2税 : 2,094〕
EU 最低税率	24,896 (円)	18,563 (円)	802 (円)	267 (円)	474 (円)

(注1) 用途は基本的に一般財源(但し、ドイツのエネルギー税についてはその一部を道路関連の支出に充てるのが法令上定められている、等の例外がある。)

(注2) ガソリン及び軽油については無鉛・交通用、重油、石炭、及び天然ガスについては事業用を前提としている。この他、各種減免措置あり。

(注3) イギリスのガソリンは無鉛の税率。また、石炭、及び天然ガスに対する気候変動税については事業用のみ課税される。

(注4) ドイツのガソリンは無鉛・低硫黄、軽油は低硫黄、重油は事業用、及び天然ガスは事業用の税率。

(注5) フランスのガソリンは低鉛・動力用、軽油は非事業用の税率。また、石炭税、及び天然ガス消費税は事業用のみ課税される。

(注6) オランダのガソリンは無鉛、軽油は交通用、天然ガスは事業用の税率。

(注7) フィンランドのガソリンは改変無硫黄、及び軽油は無硫黄の税率。各税の付加部分(CO2課税部分)はCO2排出量1トン当たり3,220円に設定されており(ただし、天然ガスは半額)表中で網掛けしている。

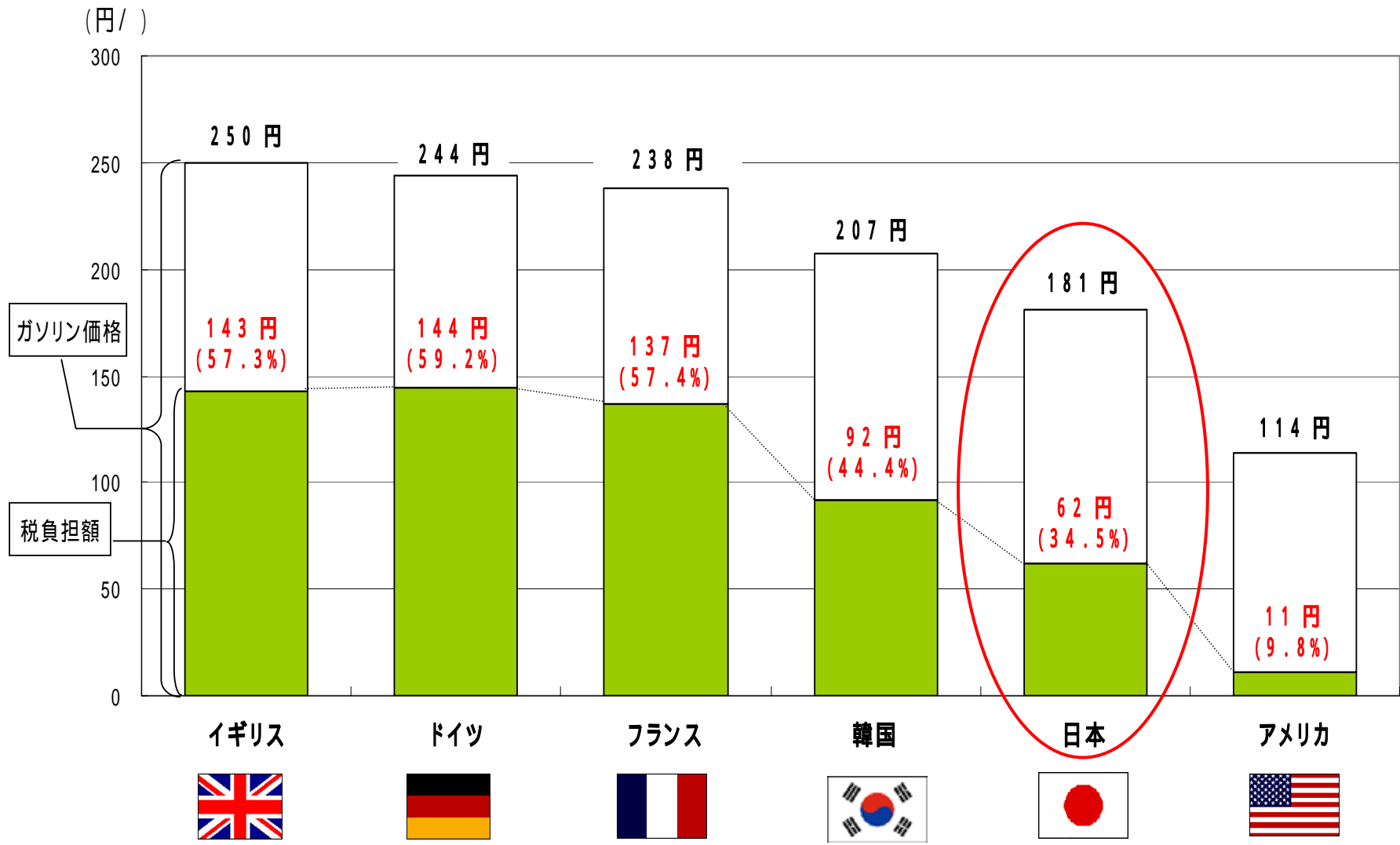
(注8) デンマークのガソリンは無鉛、軽油は動力用、及び天然ガスは非動力用の税率。なお、デンマークのCO2税はCO2排出量1トン当たり1,984円に設定されており、表中で網掛けしている。

(注9) EU最低税率はEC指令で定められており、ガソリンは無鉛・動力用、軽油は動力用、重油は加熱・事業用、石炭は加熱・事業用、及び天然ガスは加熱・事業用の税率。また、2010年に税率の引上げが行われる。

(備考1) 各国政府資料、及びEUホームページ「Taxes in Europe Database」の税率を基に、重油・天然ガスについては比重0.9(kg/l)・0.65(kg/m3)及び環境省・経済産業省「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」により、ガソリンは「ガソリン」、重油は「A重油」、石炭は「一般炭」、天然ガスは日本については「液化天然ガス」、その他の国については「天然ガス」の係数を用いて換算している。

(備考2) 1ドル=106円、1ポンド=210円、1ユーロ=161円、1デンマーク・クローネ=0.208ドル(2008年下半期適用の基準外国為替相場、裁定為替相場、及び市場実勢相場)

# 日本と諸外国のガソリン価格・税負担額の比較

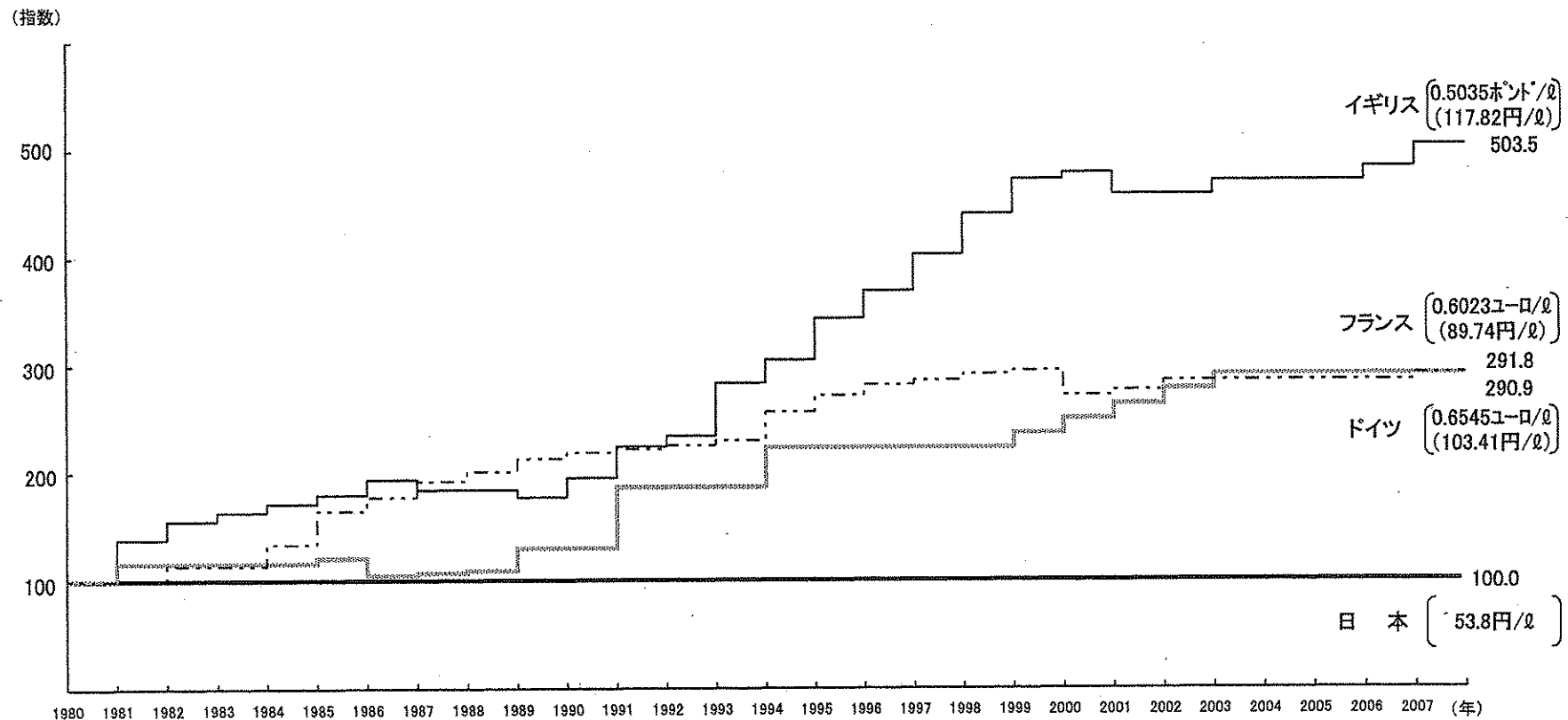


(注1) 2008年7月時点 I E A 調べ(日本(石油情報センター調べ)及び韓国(韓国石油公社調べ)は2008年7月第5週)

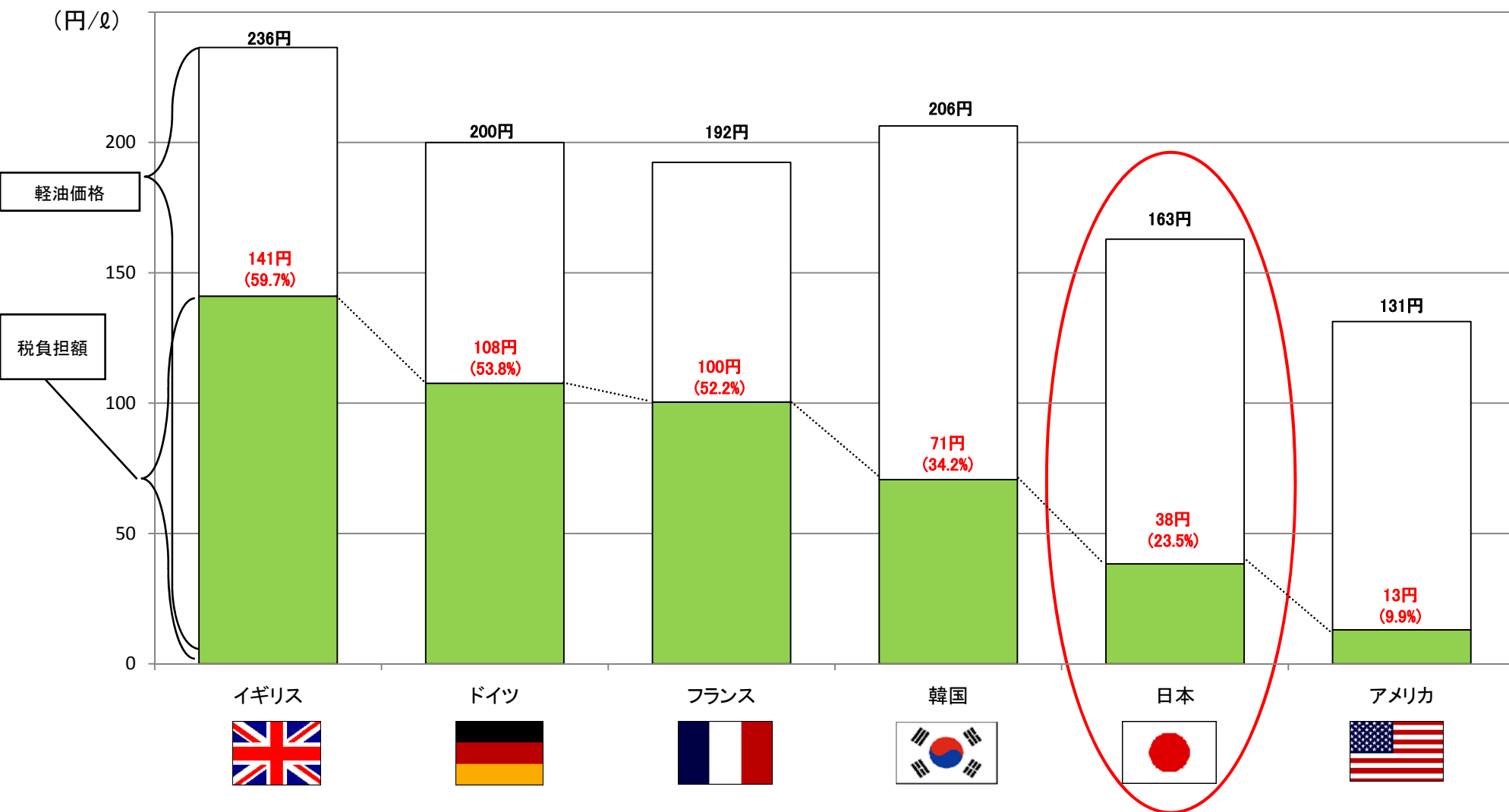
(注2) 邦貨換算レートは、1ドル=106円、1ポンド=210円、1ユーロ=161円、100ウォン=約11円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成19年(2007年)12月から平成20年(2008年)5月までの間における実勢相場の平均値)

# 欧州諸国のガソリン税の税率の推移(指数: 1980年=100)

欧州諸国は、オイルショック以降、地球温暖化対策などを理由として、ガソリン税率を段階的に上げてきています。わが国は、現在でも低い税率を維持しています。



# 日本と諸外国の軽油価格・税負担額の比較

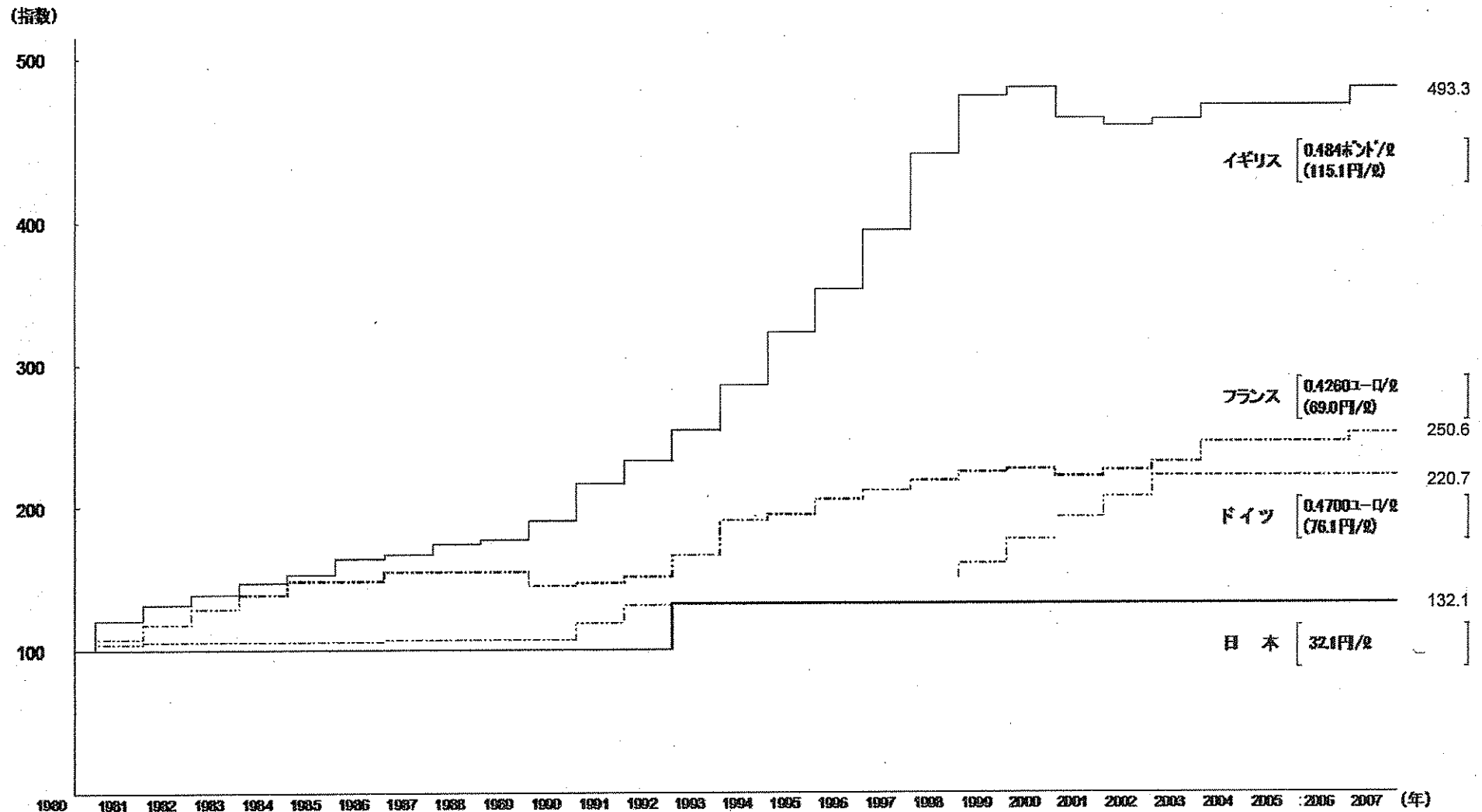


(注1) 2008年7月時点 I E A 調べ(日本(石油情報センター調べ)及び韓国(韓国石油公社調べ)は2008年7月第5週)

(注2) 邦貨換算レートは、1ドル=106円、1ポンド=210円、1ユーロ=161円、100ウォン=約11円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成19年(2007年)12月から平成20年(2008年)5月までの間における実勢相場の平均値)

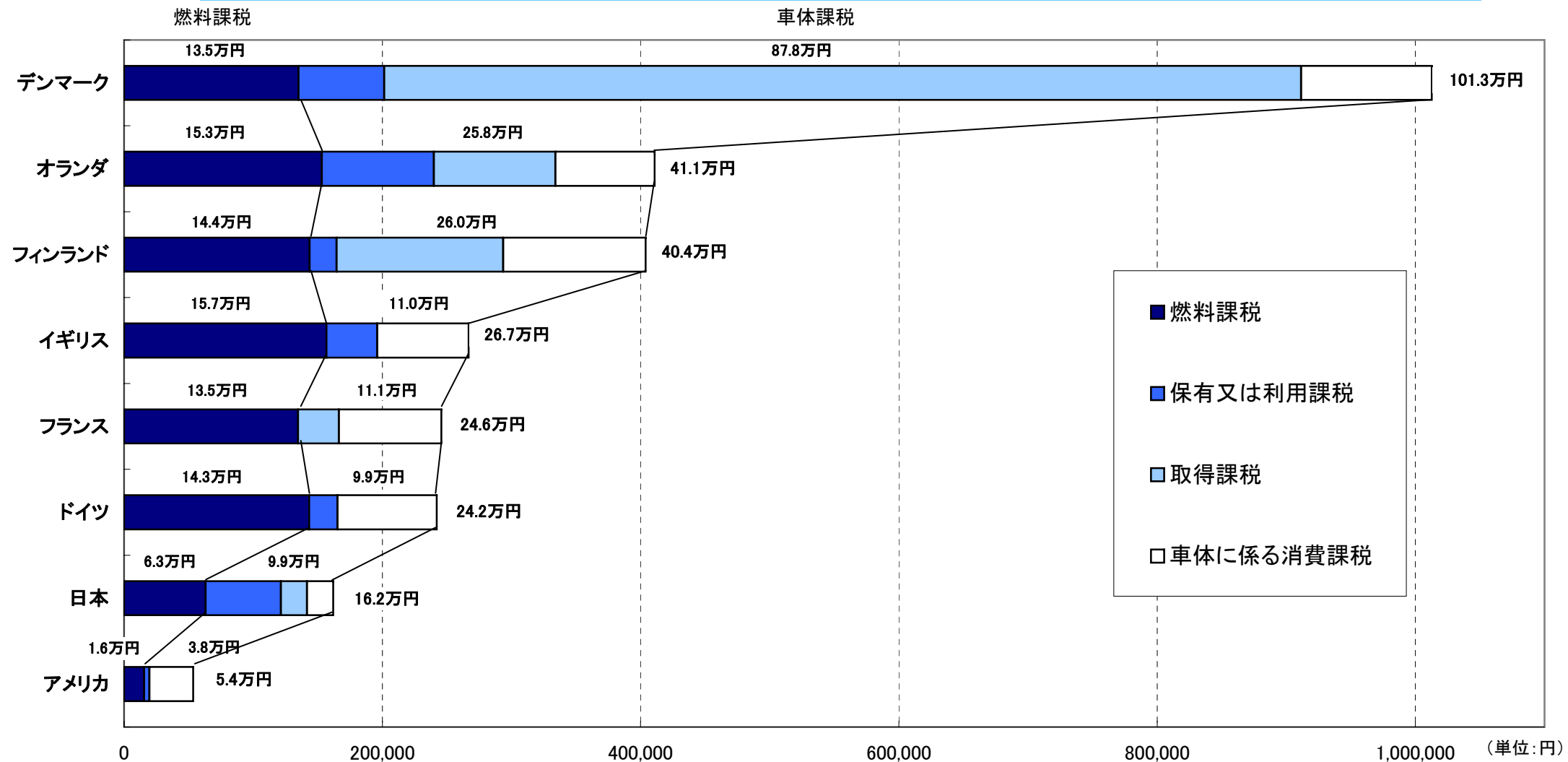
## 欧州諸国の軽油に係る税の税率の推移(指数:1980年=100)

欧米諸国は、オイルショック以降、軽油に係る税率を段階的に引き上げてきています。わが国は、93年に引き上げたのみで現在でも低い税率を維持しています。





# 燃料課税と車体課税の国際比較（年間税負担額） （2,000CCクラスの自家用車について税抜車体価格を同一とした場合の仮定試算）



※1 車両重量約1.5t、耐用年数6年、年間ガソリン消費量1,000ℓ、平成20年1月現在の税率

車体価格(税抜本体価格)は2,430,000円と仮定している。

燃料価格(消費課税等の税込み)はデンマーク10.206デンマーク・クローネ/ℓ、オランダ1.523ユーロ/ℓ、フィンランド1.416ユーロ/ℓ、イギリス1.046ポンド、フランス1.354ユーロ/ℓ、ドイツ1.400ユーロ/ℓ、日本153.3円/ℓ、アメリカ0.851ドル/ℓ (IEA「エネルギー価格と税(2008年第2四半期)」による2008年第1四半期の価格)。

為替レート: 1ドル=117円、1ポンド=238円、1ユーロ=163円、1デンマーク・クローネ=0.188ドル(2008年上半年に適用される基準外国為替相場、裁定外国為替相場及び市場実勢相場)

※2 アメリカの小売上税及び自動車登録税は、ニューヨーク州及びニューヨーク市の税率、フランスの自動車登録税は、パリ地方の税率によった。

※3 日本については自動車取得税を取得課税として、自動車税及び自動車重量税を保有又は利用課税として、それぞれ整理している。

※4 上記の他に、保有又は利用課税として、フランスにおいては社用自動車税(法人の所有する自動車に課税対象)及び車軸税(12t以上のトラック等が課税対象)、アメリカにおいては高速道路自動車利用税(約25t超のトレーラー等が課税対象)がある。

※5 燃料課税には、消費税、小売上税、付加価値税が含まれている。日本の燃料課税については石油石炭税を含む。

# OECD 環境統計 — 環境関連歳出と税制 (抄)

## ( OECD “Environmental Data — Environmental Expenditure and Taxes” )

**表4A 環境関連税制の内訳 (抄)**

( Structure of Revenues from Environmentally Related Taxes )

2004年(億ドル)

課 税 対 象	日 本
<b>エネルギー物品 (Energy products)</b>	<b>485</b>
輸送目的	406
うち、ガソリン	297
生活上の使用目的	79
化石燃料	44
電気	34
<b>自動車、その他輸送手段 (Motor vehicles and transport)</b>	<b>291</b>
取引課税	42
保有課税	249

- 軽油引取税
- 石油ガス税
- 航空機燃料税
- 揮発油税
- 地方道路税
- 石油石炭税
- 電源開発促進税
- 自動車取得税
- 自動車重量税
- 自動車税
- 軽自動車税

**表4B 環境関連税制の税収 (抄)**

( Trends in Revenues from Environmentally Related Taxes )

2004年

	GDP 比 (% of GDP)			税 収 (億ドル)		
	うち エネルギー 物品	うち自動車 その他 輸送手段		うち エネルギー 物品	うち自動車 その他 輸送手段	
デンマーク	4.8	2.5	1.9	117	61	48
オランダ	3.6	1.9	1.3	216	117	79
フィンランド	3.3	1.9	1.2	61	37	23
イタリア	3.0	2.2	0.4	513	379	74
イギリス	2.6	2.0	0.5	564	443	103
ドイツ	2.5	2.2	0.4	697	601	96
フランス	2.1	1.6	0.2	442	334	42
日本	1.7	1.1	0.6	776	485	291
カナダ	1.2	1.0	0.2	125	99	24
アメリカ	0.9	0.6	0.3	1,056	694	346
OECD 平均	1.8	1.3	0.4			

(注1) OECD による「環境関連税制」(Environmentally Related Taxes) の定義は、以下のとおり。

- ・ 特に環境に関連するとみなされる課税物件に課される一般政府に対する全ての強制的・一方的な支払い
- ・ 税の名称及び目的は基準とはならない
- ・ 税の使途が定まっているかは基準とはならない

(注2) 「環境関連税制」の課税対象には、上記の「エネルギー物品」・「自動車、その他輸送手段」のほか、「廃棄物管理」、「オゾン層破壊物質」等がある。

(注3) GDP 比の内訳については、OECD 環境統計には示されていないため、OECD が公表している各国の GDP を基に試算した。

<p>(1) 原材料として用いられるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石油化学用ナフサ、鉄鋼原料炭等の原材料は免税 【イギリス 気候変動税】【ドイツ エネルギー税】 【オランダ エネルギー税、石炭税】 【フィンランド 液体燃料税、電気・特定燃料税】 【デンマーク CO2 税】</li> </ul>
<p>(2) 大口排出者に対する措置 (エネルギー効率改善又はCO2削減目標に係る政府との協定等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2000年歳入法に基づき、鉄鋼、セメント等のエネルギー集約産業において、政府とエネルギーの効率改善又はCO2削減目標に係る気候変動協定 (climate change agreement) を締結したセクター等は、80%軽減【イギリス 気候変動税】</li> <li>・事業用に使用する電力が1,000万kWhを超える場合において、エネルギーの効率改善に係る協定を政府と締結し、エネルギー集約事業として指定された場合に免税。【オランダ エネルギー税】</li> <li>・排出量取引制度の対象となっている企業については、課税の対象とならない。対象となっていない企業のうち、法令において列挙されたエネルギー集約的な工程 (溶解・濃縮・乾燥等) を有する企業については、まず、税額の18分の13が還付され、さらに、デンマーク・エネルギー庁と自主協定 (voluntary agreements) を締結すれば、税額の30分の29まで還付。【デンマーク CO2 税】</li> </ul>
<p>(3) その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギーにより発電された電気は免税 【イギリス 気候変動税】 【ドイツ 電気税】 【デンマーク 電気税】 (フィンランド 電気・特定燃料税は、免税にはならないが、補助金制度が設けられている。)</li> <li>・CHP (combined heat and power : 電熱併給設備) により発電された電気は免税 【イギリス 気候変動税】 【フィンランド 電気・特定燃料税】 (ドイツについては、CHPで用いられるエネルギー製品について、エネルギー税が免税)</li> <li>・鉄道等で消費される石炭・天然ガス・電気は免税【イギリス 気候変動税】</li> <li>・鉄道等で消費される軽油・天然ガス・電気は免税【デンマーク CO2 税】</li> <li>・温室栽培に使用される軽油・重油は、液体燃料税の一部を還付 【フィンランド 液体燃料税】</li> </ul>

参考 EU諸国において、発電用燃料は、免税【イギリス 気候変動税】、【ドイツ エネルギー税】、【オランダ エネルギー税】、【フィンランド 液体燃料税 電気・特定燃料税】、【デンマーク CO2 税】。ただし、電気について、我が国よりも高率の税が課されている。

(出典) 各国政府資料、EU資料等

(注) 上記の「免税」には還付や非課税を含む。

## EU諸国における課税の効果の例

	イギリス	ドイツ	フランス	オランダ	フィンランド	デンマーク	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気候変動税 (2001年導入)</li> <li>・ 炭化水素油税 (1993～1999年段階的引上げ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エネルギー税 (1999～2003年段階的引上げ等)</li> <li>・ 電気税 (1999年導入)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石油産品内国消費税</li> <li>・ 天然ガス消費税</li> <li>・ 石炭税 (2007年導入)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉱油税</li> <li>・ エネルギー税 (旧規制エネルギー税・1996年導入)</li> <li>・ 石炭税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 液体燃料税 (1990年に付加課税部分をCO2比例で追加)</li> <li>・ 電気・特定燃料税 (1990年に付加課税部分をCO2比例で追加)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉱油エネルギー税</li> <li>・ 石炭税</li> <li>・ 天然ガス税</li> <li>・ 電気税</li> <li>・ CO2税 (1992年導入)</li> </ul>	
導入効果試算	<p>【気候変動税】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3.7百万CO2トン削減 (2005年)</li> <li>・ 7.3百万CO2トン削減 (2010年)</li> </ul> <p>【炭化水素油税の増税分】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3.7～9.2百万CO2トン削減 (2010年)</li> </ul> <p>(注1)</p> <p>【気候変動税】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 12.8百万CO2トン削減 (2010年)</li> </ul> <p>【参考】【気候変動協定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 約7百万CO2トン削減 (2010年) (2005年試算) (注2)</li> </ul> <p>【気候変動税】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ CO2排出量削減 -2.3%</li> <li>・ 温室効果ガス削減 -2.0% (2010年)</li> </ul> <p>(2005年試算) (注3)</p> <p>いずれもケンブリッジ・エコノメトリクスによる試算</p>	<p>【環境税制改革 (旧鉱油税 (現エネルギー税) の引上げ、電気税の導入)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10百万CO2トン削減 (2005年)</li> <li>・ 20百万CO2トン削減 (2008～2012年平均)</li> </ul> <p>(注1)</p> <p>【同上】</p> <p>CO2排出削減 (参照シナリオ (BAU) からの乖離)</p> <p>&lt;産業連関分析&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ -2.35% (2005年)</li> <li>・ -2.21% (2010年)</li> </ul> <p>&lt;応用一般均衡分析&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ -2.85% (2005年)</li> <li>・ -3.00% (2010年)</li> </ul> <p>(Bach, S. et al. 2001)</p> <p>(注3)</p>	(注4)	<p>【旧規制エネルギー税 (現エネルギー税) 導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民生 (家庭) 部門における天然ガス使用量の変化 推定使用量 -6.3% (2001年・事後評価)</li> </ul> <p>【同上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民生 (家庭) 部門における電気使用量の変化 推定使用量 -16% (2001年・事後評価)</li> </ul> <p>(SEO研究所)</p> <p>(注5)</p>	<p>【旧規制エネルギー税 (現エネルギー税) 導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民生 (家庭) 部門における天然ガス使用量の変化 推定使用量 -6.3% (2001年・事後評価)</li> </ul> <p>【同上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民生 (家庭) 部門における電気使用量の変化 推定使用量 -16% (2001年・事後評価)</li> </ul> <p>(SEO研究所)</p> <p>(注5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4百万CO2トン削減 (1998年・総排出量の削減57百万CO2トンの7%に相当)</li> </ul> <p>【最終消費部門においては、ガソリン消費量の減少分 (約1百万CO2トン)、産業部門におけるエネルギー消費構造の変化分 (約1百万CO2トン) の寄与が大きいとされた。</p> <p>(注6)</p>	<p>【1996年に導入されたグリーン税パッケージのうち税制 (CO2税等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1.2百万CO2トン (2005年)</li> </ul> <p>【1996年の付加価値税登録企業CO2排出量は、約24.3百万CO2トンであるため、税により、産業通商部門排出量の約5%が削減されることになる。</p> <p>(注7)</p>
<参考1> 温室効果ガス排出量 (2006年)	652.3百万CO2トン	1004.8百万CO2トン	541.3百万CO2トン	207.5百万CO2トン	80.3百万CO2トン	70.5百万CO2トン	
<参考2> 税収 (2006年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1,493億円【気候変動税】</li> <li>・ 49,241億円【炭化水素油税】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 65,102億円【エネルギー税】</li> <li>・ 10,133億円【電気税】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 39,317億円【石油産品内国消費税】</li> <li>・ 301億円【天然ガス消費税】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10,713億円【鉱油税】</li> <li>・ 10億円【石炭税】</li> </ul> <p>(注8)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3,836億円【液体燃料税】</li> <li>・ 886億円【電気特定燃料税】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1,795億円【鉱油エネルギー税】</li> <li>・ 329億円【石炭税】</li> <li>・ 791億円【天然ガス税】</li> <li>・ 1,907億円【電気税】</li> <li>・ 1,121億円【CO2税】</li> </ul>	

(出典) 各国政府資料、EU資料等

(注1) 国連気候変動枠組条約第3次国別報告書 (2001年11月30日提出期限) による。

(注2) 英国財務省「budget2008」による。

(注3) 「環境問題と経済財政の対応に関する研究会」(財務総合政策研究所)平成19年2月2日 諸富委員提出資料による。

(注4) 調査した限りでは、効果に関する情報を把握できなかった。

(注5) オランダ財務省「Greening the tax system」による。SEO研究所とは、1949年にアムステルダム大学経済学部の研究機関として設立された研究所 (1980年代からは大学から独立)。

(注6) フィンランド総理府「Environmental energy Taxation in Finland」による。調査した限りでは、付加課税部分のみの効果かどうか把握できなかった。

(注7) The Danish Energy Agency 発行の「Green taxes for Trade and Industry -description and evaluation」による。グリーン税パッケージとは、CO2排出量の削減を図るとともに、税の負担が企業の競争力に影響を与えないようにするための政策パッケージ。パッケージには、CO2税、SO2税、エネルギー税を含み、税率を上げるとともに、高効率機器への補助や小規模企業に対する補助等を盛り込んでいる。

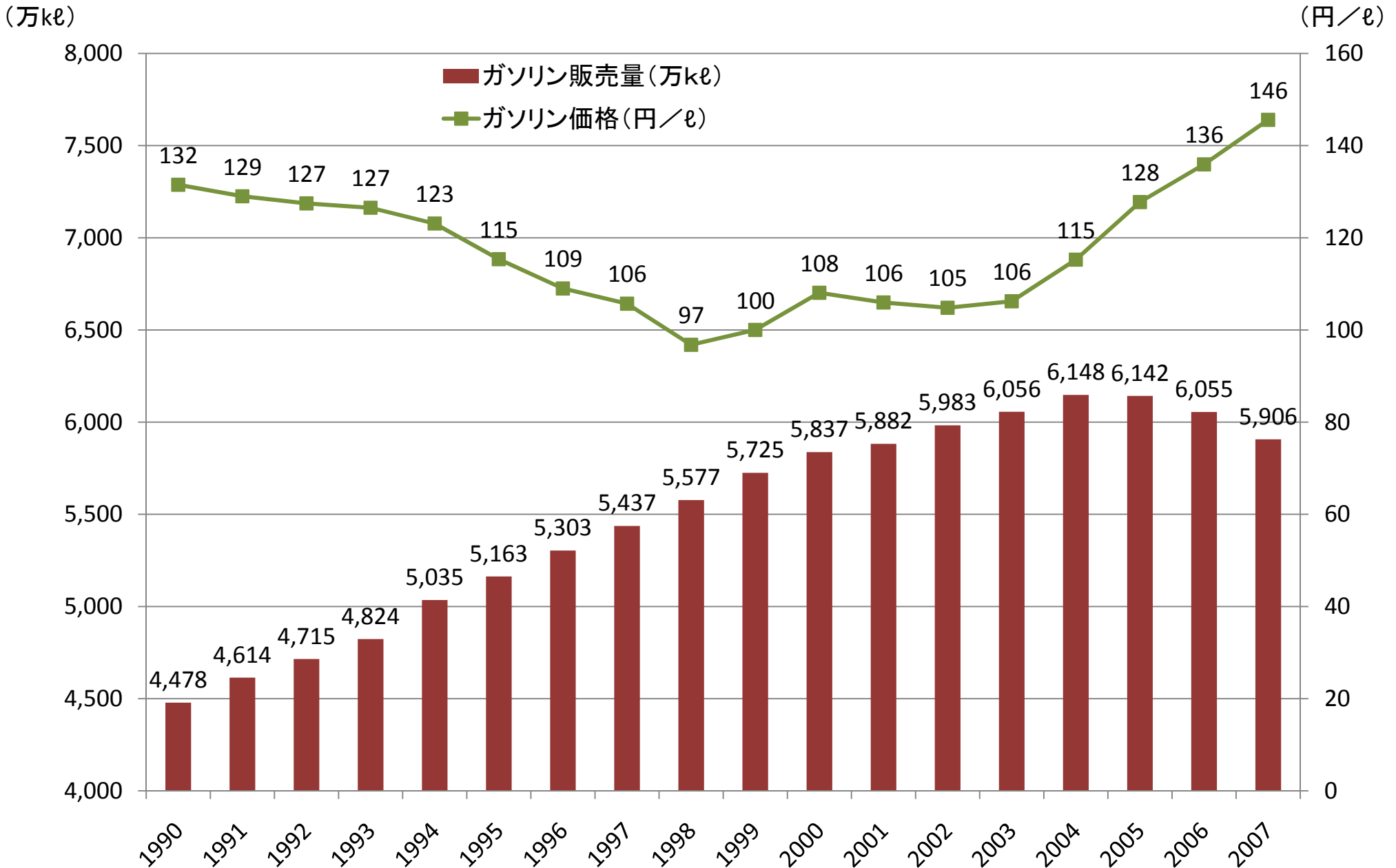
(注8) 調査した限りでは、エネルギー税の税収に関する情報を把握できなかった。

(備考) 1ドル=106円、1ポンド=210円、1ユーロ=161円、1デンマーク・クローネ=0.208ドル (2008年下半年適用の基準外国為替相場、裁定為替相場、及び市場実勢相場)

# OECD環境統計において「環境関連税制」とされている我が国の既存税制について

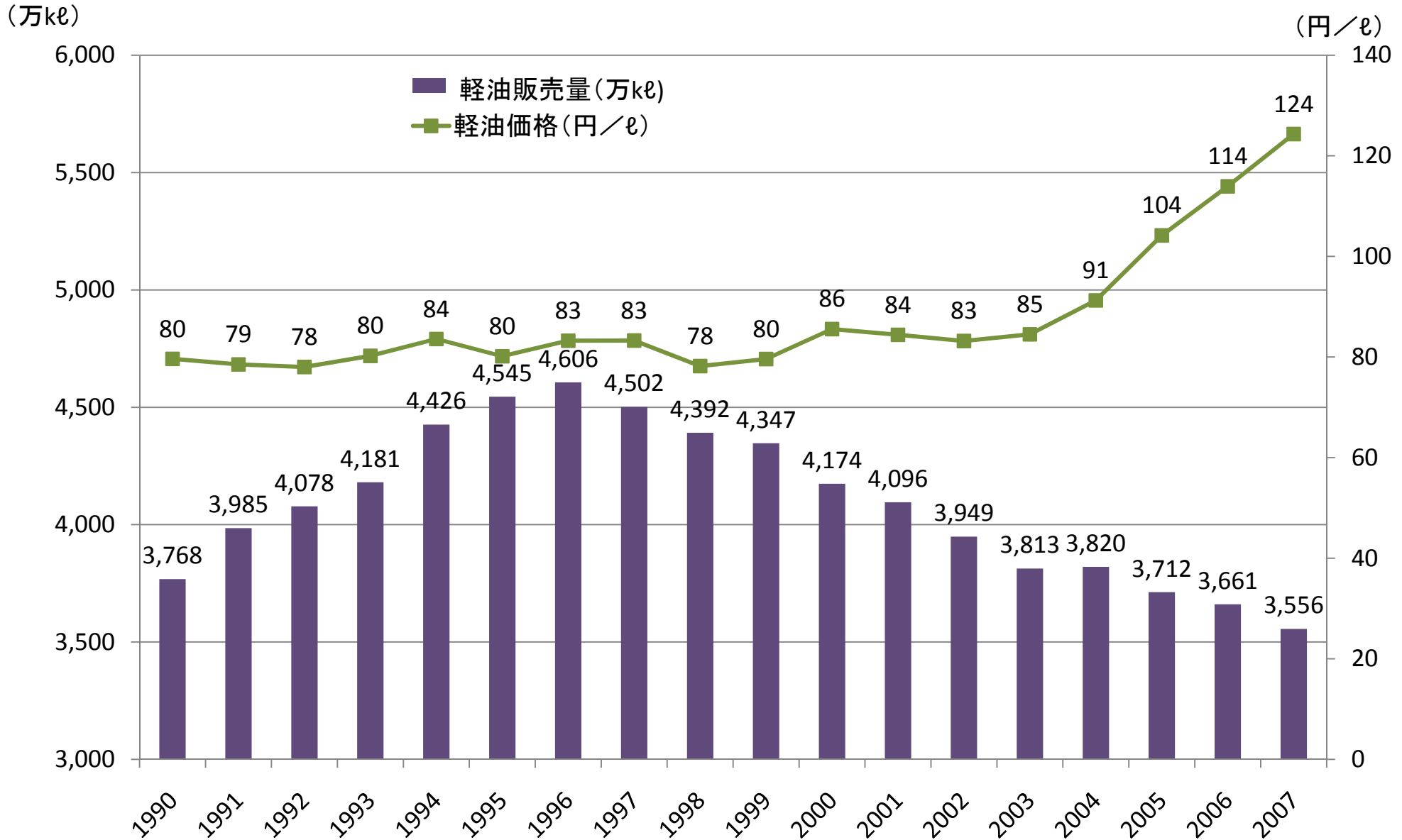
税 目 (課税主体)	課 税 対 象	税 率	税 収 (20年度予算)	使 途
揮発油税 (国)	揮発油 〔製造場から移出し、又は保税地域から引き取るもの〕	48,600円/kl (本則：24,300円/kl)	27,685億円	道路整備
地方道路税 (国)		5,200円/kl (本則：4,400円/kl)	2,962億円	地方財源として譲与
石油ガス税 (国)	自動車用石油ガス 〔充てん場から移出し、又は保税地域から引き取るもの〕	17.5円/kg	280億円	道路整備 (1/2は国の財源。1/2は地方財源として譲与)
軽油引取税 (都道府県)	軽油 〔特約業者又は元売業者からの引取りで当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うもの〕	32,100円/kl (本則：15,000円/kl)	9,914億円	道路整備 (地方の財源)
航空機燃料税 (国)	航空機燃料 〔航空機に積み込まれるもの〕	26,000円/kl	1,052億円	空港整備等 (11/13は国の財源。2/13は地方財源として譲与)
石油石炭税 (国)	原油、石油製品、ガス状炭化水素、石炭 〔採取場から移出し、又は保税地域から引き取るもの〕	・原油、石油製品 2,040円/kl ・LPG、LNG等 1,080円/t ・石炭 700円/t	5,210億円	燃料安定供給対策 〔石油、天然ガス及び石炭の安定的かつ低廉な供給の確保を図るために、石油及び天然ガス等の開発、備蓄などの措置 エネルギー需給構造高度化対策 〔内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図るために、省エネルギー・新エネルギー対策等の措置及びエネルギー起源CO2排出抑制対策などの措置〕〕
電源開発促進税 (国)	販売電気 〔一般電気事業者が販売するもの〕	375円/1000kwh	3,480億円	電源立地対策 〔発電用施設周辺地域整備法の規定に基づく交付金の交付、発電用施設の周辺の地域における安全対策のための財政上の措置その他の発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置〕 電源利用対策 〔発電用施設の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための財政上の措置〕
自動車重量税 (国)	自動車 〔自動車検査証の交付等を受ける検査自動車及び 〔車両番号の指定を受ける届出軽自動車〕〕	〔例〕乗用車 車両重量0.5t・1年につき ・自家用 6,300円 ・営業用 2,800円 (本則：いずれも2,500円)	10,725億円	道路整備 (国の収入額の約8割) 3分の1を市町村へ譲与
自動車税 (都道府県)	自動車 〔4月1日に所有する乗用車、トラック等〕	〔例〕自家用 1.5~2t 39,500円/年	17,148億円	一般財源
軽自動車税 (市町村)	軽自動車等 〔4月1日に所有する軽自動車、原動機付自転車等〕	2,500円/年	1,690億円	一般財源
自動車取得税 (都道府県)	自動車 〔取得する自動車〕	・自家用 取得価額の5% ・営業用・軽自動車 " の3% (本則：いずれも3%)	4,024億円	道路整備 (地方の財源)

# ガソリン価格とガソリン販売量(年度)



(出典)日本エネルギー経済研究所資料、資源エネルギー庁石油統計速報(20年3月分)より作成

# 軽油価格と軽油販売量(年度)



(出典) 日本エネルギー経済研究所資料、資源エネルギー庁石油統計速報(20年3月分)より作成